

公益財団法人全日本剣道連盟における倫理に関するガイドライン

平成 30 年 11 月 2 日制定

令和元年 11 月 2 日改定

令和 2 年 3 月 5 日改定

令和 2 年 9 月 16 日改定

令和 5 年 11 月 2 日改定

< 趣 旨 >

公益財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」という。）は、日本の伝統文化に 培われた剣道、居合道及び杖道（以下「剣道等」という。）の普及振興、「剣の理法の修錬による人間形成の道である」との剣道理念の実践等を図り、もって、心身の健全な発達、豊かな人間性の涵養、人材育成並びに地域社会の健全な発達及び国際相互理解の促進に寄与するという目的を達成する使命を担っている。（定款第3条）

したがって、所属する役職員はもとより、全剣連のすべての会員*は、全剣連の使命や意義を自覚し、剣道修錬の心構えである、旺盛なる気力を養い、礼節をとうとび、信義を重んじ誠を尽くして、常に自己の修養に努めて、剣道理念の実践を図らなければならない。

* 全剣連の会員は、現状では、地方代表団体（都道府県剣連）及び地方代表団体に属する個人会員である。（会員規則）

そこで全剣連は、剣道理念の実践のために必要な倫理に関する諸事項を、以下の通りガイドラインとしてまとめた。

居合道金銭授受問題の記述を削除

全剣連は、全剣連及び団体会員である地方代表団体の役職員、剣道指導者、大会・審査会・行事などに携わる審査員・審判員をはじめとする関係者並びに選手及び剣道を学ぶ全剣連等の会員を対象とした倫理や社会規範に関する意識の啓発と、問題の発生を未然防止するため、本ガイドラインの徹底を図るとともに、引き続き体制の整備を進めて行くこととする。

なお、このガイドラインに違反する行為が行われたときは、全剣連は、綱紀委員会規則等にしたいが厳正な処分を実施することに留意されたい。

I. 反倫理的行為に起因する事項

1. 身体的・精神的暴力（バイオレンス）行為等について

分散されていた記述をこの章にまとめる形で記載

役職員、指導的立場にある者、並びに選手等は、上司と部下、先輩と後輩などの上下関係を利用し、立場の弱い者に対して人道的に反する行動や強要をしないよう、以下の事項に留意しなければならない。また、全剣連は、これらの者に対して、講習会・研修会を通じ、自己の役割や責任等を指導徹底する。

- (1) 役員及び監督・審判員等の指導的立場にある者は、その立場、役割、権限等の範囲を超えた精神的・身体的暴力行為等を大会・行事などに携わる関係者及び選手等に与えないこと。
- (2) 組織の運営又は剣道を指導する際に意見の相違などが生じた場合は、互いに話し合い、相手の人格を尊重して相互理解に努めること。特に指導的立場にある者は、選手、剣道を学ぶ者等への指導の際、暴力、パワー・ハラスメント行為と受け取られるような行いには十分留意すること。
- (3) 剣道を行う際又は指導する際に問題解決の手段として、暴力、パワー・ハラスメント行為（直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等）を行うことは、厳に禁ずる。

【参考】 補足説明を記載

- 指導者が稽古に名を借りて暴力をふるっているとの訴えが時にある。稽古を騙る（かたる）このような行為は絶対許されないことを指導者は自覚すべきである。
- 剣道では「師弟同行」という言葉がある。剣道の稽古において、師と弟子が志を同じくして修行すること、剣道修行の望ましい姿とされている（『剣道指導要領』より）。とすれば、師（指導者）が弟子の人格までも損なうような暴力、暴言は絶対にしてはならない。

●剣道修練の心構えの一節に「剣道の特性を通じて礼節をとうとび」とある。また剣道指導の心構え、(礼法)では「相手の人格を尊重し、心豊かな人間の育成のために礼法を重んずる指導に努める」とある。こうした指針からしても、たとえ弟子であっても一方的に抑圧するような態度はあってはならない。

2. 身体的及び精神的セクシュアル・ハラスメントについて

役職員、剣道指導者及び選手等は、身体的及び精神的セクシュアル・ハラスメントを絶対に行わない。全剣連は、広報・情報資料を通じて具体的な教育啓発活動を行うとともに、講習会・研修会等においても周知徹底を図っていく。

- (1) 性的・性差別的言動や表現及び相手が不快に感じるような言動、表現、行為などを行うことは、厳に慎むこと。
- (2) 親しみの言動、表現であっても、個人によって受け止め方に違いがあることを認識すること。
- (3) 本人に悪意がない場合でも、その言動によって相手が不快に感じた場合は、セクシュアル・ハラスメントになり得ることを認識すること。

3. 差別・プライバシーについて

全剣連の会員は、相手の立場を尊重するとともに、自分の置かれている立場を自覚して責任ある行動に努めなければならない。

- (1) 全剣連の全ての剣道関係者は、人種・民族、性別、年齢等による不当な差別的取り扱いを行ってはならない。
- (2) 性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別を行ってはならない。

LGBT 関連記述と補足説明を追加

【参考】

●性的指向とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向

- ジェンダーアイデンティティとは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識

以上については、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」参照

- (3) プライバシー（個人的人権）の問題については、すべての者がお互いに十分配慮すること。

4. アンチ・ドーピング及び薬物乱用防止について

選手等は、ドーピング及び薬物乱用を絶対に行ってはならない。全剣連は、指導者及び選手等に対し、徹底した啓発活動を行っていく。

- (1) 競技能力を高めるためにドーピングを行うことは、フェアプレーの精神に反するばかりではなく、選手等の健康を害するものであり、絶対に行わないこと。
- (2) 本人にドーピングを行った意識がなくても、摂取した薬品等によっては、ドーピングの禁止薬物等が含まれている場合もあるため、選手等及び指導者は、ドーピングに関する知識を十分に深めること。
- (3) 選手らはドーピングについて、全剣連ホームページ上の「選手のためのアンチ・ドーピング8箇条」を参照されたい。
- (4) 麻薬や覚醒剤等薬物の使用は、反社会的な行為のみならず、使用した人間の人格をも破壊するものであり、いかなる目的であっても絶対に使用しないこと。
- (5) 大麻等薬物の使用は違法であり、いかなる目的であっても絶対に使用しないこと。

アンチ・ドーピング
8箇条を追加

II. 称号段位審査・選手役員の選考に関する事項

1. 称号段位審査員と受審者との関係について

- (1) 称号段位審査員は、誇りと使命感を持って、厳正、公正、適切に、かつ審査規則等を遵守して誠実に審査を行わなければならない。
- (2) 審査に関連しての金品の授受は絶対に行わないこと。

- (3) 審査についていささかも疑念が持たれないように、その言動は厳に慎むこと。

2. 各種大会における代表競技選手・役員の選考に関する事項

- (1) 全剣連は、各種大会の代表競技選手などの選考にあたっては、選考基準を明確に定め、選考結果に疑念を抱かせることのないよう公平かつ透明性ある選考を行うものとする。
- (2) 選考結果に対して質問や抗議等があった場合は、速やかに対応するとともに、相手に理解されるよう明快な説明に努めるなど、適切に処理するものとする。

III. 不適切な経理処理に起因する事項

1. 経理処理について

全剣連は、公的な組織であることを認識し、“公益法人会計基準”に準じて作成された全剣連会計規則に則り、正しい経理を行うとともに、内部牽制組織及び監事並びに外部監査人による監査体制を確立する。

- (1) 補助金などの取り扱いについては、補助先・助成先のその補助・助成の目的及び経理要項等を遵守の上、適正な経理処理を行い、決して他の目的に流用などをしないこと。
- (2) 経理処理については、不法又は不正行為・不祥事等を未然に防ぐため、内部牽制を組織化し、少数の担当役職員に任せきりにしないこと。同時に、組織内部における定期的なチェック及び公認会計士などによる外部監査を受けるようにすること。
- (3) 関係者が、自己又は第三者のためにする全剣連との取引など全剣連と利益が相反する取引は可能な限り避けることとするが、止むを得ない場合は、理事会の承認など所定の手続きを経ること。
- (4) 業者等との契約の際には、契約書に暴力団排除条項を記載し、暴力団等反社会的勢力でないことを表明・確約させること。

2. 不正行為について

全剣連は、次に示すような行為は、厳に禁じる。

(1) 組織内外の金銭の横領など

【参考】

補足説明を記載

- 意図的に金銭を横領すれば当然犯罪行為である。
- ボランティアで指導等をしている場合、金銭の管理が甘くなって、預かり目的外の流用や、私的な借用が起こることがあるが、ケースによってはこれらも犯罪になる可能性がある。ボランティアであるほど資金管理を厳しくする必要性を心すべきである。

(2) 不適切な報酬、手当、手数料、接待・供応等の直接又は間接的な強要、受領若しくは提供

【参考】

補足説明を記載

- 教え子等から強制的に私的なお金を集めることは、恐喝に該当するおそれもあることから、厳に慎むこと。
- 組織内外における施設、用具類等の購入などに関わる贈収賄行為
- 組織内外における不適切な指導又は監査

IV. 安全・事故防止及び一般社会人としての社会規範に関する事項

1. 安全・事故防止

指導的立場にある者並びに選手等は、剣道の実践において、常に安全への配慮、事故防止に努めなければならない。

2. 一般社会人としての社会規範

本ガイドラインに示す対象者は、大会等に関わる時以外の日常生活においても社会規範としての慣習、道徳、法律を強く意識・励行し、社会秩序の維持に努めるものとする。

また、全剣連は、次に示すような反社会的行為を厳に禁じる。

- (1) 違法賭博
- (2) 暴力団等反社会的勢力との交際など

以上

[訂正版]新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法の今後の取扱い
及び『剣道試合・審判・運営要領の手引き』の改訂 について

全日本剣道連盟 試合・審判委員会
委員長 香 田 郡 秀

全日本剣道連盟では、2021年3月開催の男女合同全日本選手権以降3年4カ月余り「新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合・審判法（以下、『暫定的試合審判法』とする）」による大会を運用してまいりましたが、感染対策や試合内容について概ね良好に実施することができました。

新型コロナウイルス感染症の5類移行後、全日本剣道連盟では今後の「暫定的試合審判法」の取扱いについて検討を重ね、「剣道試合・審判規則、同細則」に手を加えず、これまでの「暫定的試合審判法」による試合運営の恒久化を図るため、「剣道試合・審判・運営要領の手引き（以下手引き）」を改訂し、下記の新旧対照表の通り2024年9月1日から実施することといたしました。

つきましては、関係各所に広くご周知くださいますようお願いいたします。

「剣道試合・審判・運営要領の手引き」＜新旧対照表＞

番号	旧頁	旧（既存の記述）	新頁	新（改訂後の記述）
1	9～10	つば（鐚）競り合いは、鐚と鐚とが競り合って互いが最も接近して緊迫した闘合である。鐚競り合いは攻防や打突行動の中から発生した相対関係である。 鐚競り合いになった場合は、試合者は積極的に技を出すか、積極的に解消するように努めなければならないのである。しかし、鐚競り合いが長く続くようであれば、基本的には次の観点から判断する。 ①正しい鐚競り合いをしているか。 ②打突の意志が有るか。 ③分かれる意志が有るか。 目的と現象を見極めて段階的な基準によって判断する。その判断・処置は概ね次のように集約される。…	9～10	つば（鐚）競り合い（以下「<u>鐚競り合い</u>」とする）は、鐚と鐚とが競り合って互いが最も接近して緊迫した状態である。鐚競り合いは攻防や打突行動の中から発生した相対関係である。 鐚競り合いになった場合は、試合者は積極的に技を出すか、積極的に解消するように努めなければならないのである。しかし、<u>鐚競り合いが長く（一呼吸：3秒程度以上）続くようであれば、基本的には次の観点から総合的に是非を判断する。</u> ①正しい鐚競り合いをしているか。 ②打突の意志が有るか。 ③分かれる意志が有るか。 <u>以上の判断・処置は概ね次のように集約される。…</u>
2		新たに加筆	23	＜事例7＞ ◇二刀、隻腕、片手上段において、大刀の鐚元（近く）を握ることで小手部を隠すことは反則となるか。 ＜解説＞ ①柄の握り位置は柄頭を原則とするが、柄の握り位置だけをもって判断することは難しいため、防御一辺倒など著しく見苦しい場合は、合議のうえ規則第1条に照らして反則とする。 ②鐚競り合い等の接近した場面で鐚元を握ることは、刀法や間合を考慮し、特に問題としない。
3	23	＜事例7＞	24	＜事例8＞

4		新たに加筆	31	〈事例5〉 ◇鏑競り合い解消に至る時間はおおよそ「一呼吸（3秒程度）」としているが、鏑競り合いの開始はどの時点からか、また解消の見極めは。 <解説> ①鏑競り合いは鏑と鏑が競り合っている状態であるが、近間での攻防が尽き、鏑競り合いにならずとも相互に接近した状態から鏑競り合いの開始時点とする。 ②鏑競り合いの解消は、「一 試合 2 諸禁止行為」の〈事例8〉の端緒を指すが、相互の剣先が完全に離れる（直ちに打突できない間合で相互に中段の構えをとる）まで積極的（一気）に解消しているか注視する。
5	30	〈事例5〉	32	〈事例6〉
6	30～31	〈事例6〉	32～33	〈事例7〉
7		新たに加筆	33～34	〈事例8〉 ◇鏑競り合いの解消途上に見極めにおける留意点は。 <解説> ①正しい鏑競り合いから鏑と鏑で競り合う力を利用して積極的（一気）に解消しているか、年齢や練度を考慮し、審判員は総合的に判断する。 ②解消途上に不当な行為がないか。 ・下がると見せかけて打突する行為。 ・竹刀を意識的に肩に掛ける行為。 ・竹刀を払う、巻く、抑え込む、ひっかける行為。 ・竹刀を開く、下げる行為。 ・故意に体を反らしたり、曲げたりする行為。 ・その他、不当と思われる行為。 明らかに解消途上に不当な行為がある場合は、合議の上「反則」を適用する。微妙な場合は2回、3回と続けば合議の上、判断する。
8	31	〈事例7〉	34	〈事例9〉
9	31～32	〈事例8〉	34～35	〈事例10〉
10	32	〈事例9〉	35	〈事例11〉
11	32～33	〈事例10〉	35～36	〈事例12〉
12	33	〈事例11〉	36	〈事例13〉
13	34	〈事例12〉	37	〈事例14〉

※シールド・マスクに関しては、当分の間、どちらかは着用することとします。

※鏑競り合い時の発声に関しては、今後「指導」及び「反則」とはしないが、鏑競り合いは互いが最も接近して緊迫した状態であることから、極力発声しないよう日頃の稽古や試合において指導願います。

※審判員の移動・交替要領、団体試合の整列方法に関しては、「暫定的試合審判法」実施以前に戻します（運営要領 p14-15 図の通りとし、審判員間の距離を狭める）。

<その他>

※「暫定的試合審判法」以外の事項として「手引き」へ「二刀等」に関わる加筆をしています（新旧対照表・番号2）。

以上

令和7年度(第60回)剣道中央講習会 「指導法」

講習会の目的：剣道の普及・発展のため、全日本剣道連盟と各都道府県剣道連盟および全国組織剣道関係団体との意思の疎通を図るとともに、指導法・審判法について共通の理解を得ることを目的とする。

◎指導法の重点事項

「剣道の理念」をより深く認識し、高い水準の剣道を目指すために「指導法講習における[重点事項]」を踏まえた指導法の普及を図る。(剣道講習会資料 p9)

◎剣道指導要領に基づく指導

(1) 剣道着・袴および剣道具 (剣道指導要領pp.11~23)

- ① 剣道着と袴の着装法と留意点
- ② 剣道具(面・胴・小手・垂)の着装法と留意点
- ③ 剣道具の外し方、結束法と留意点、剣道着と袴のたたみ方

(2) 竹刀(竹刀の構造と各部の名称、竹刀の基準、規格等、竹刀の安全確認)

(剣道指導要領pp.24~26) (剣道試合・審判規則第3条 同細則第2条)

- ① 竹刀
- ② 日本刀・木刀 (剣道指導要領pp.27~28)
- ③ 竹刀・小手・面の持ち方と置き方、手拭いの置き方 (剣道指導要領pp.28~29)

(3) 礼法(立礼、座礼、正座、座り方・立ち方) (剣道指導要領pp.30~35)

- ① 稽古前後の礼法の指導を徹底するとともに、激しい攻防のなかでの礼についての指導。
(礼に始まり、礼をもって行い、礼で終わる精神の啓蒙を図る)

(4) 基本動作 (剣道指導要領pp.36~71)

- ① 姿勢 ② 構えと目付け ③ 構え方と納め方 ④ 足さばき ⑤ 素振り ⑥ 掛け声(発声)
- ⑦ 間合 ⑧ 打突の仕方・打たせ方および受け方 ⑨ 体当たり ⑩ 鍔ぜり合い ⑪ 切り返し
- ⑫ 残心

(5) 応用動作(対人的技能)

- ① 基本動作から応用動作(対人的技能)への移行 (剣道指導要領p72)
- ② [攻め合い]について(三殺法)(剣道指導要領pp.72~73)、氣勢の充実をもって中心を外さない攻め合いの重視、安易に左拳を中心線から外す防御体勢の厳しい是正。

(講習会資料 p9)

- ③[しかけ技]:一本打ちの技、連続技(二・三段の技)、払い技、捲き技、出ばな技、引き技、かつぎ技、片手技、上段技、二刀の構えからの技(剣道指導要領pp.73~113)
- ④[応じ技]:抜き技、すり上げ技、返し技、打ち落とし技(剣道指導要領pp.113~147)

◎「日本剣道形」「木刀による剣道基本技稽古法」「竹刀稽古法」の位置づけとつながりを踏まえた指導

(1) 竹刀稽古法 … 剣の理法の修練に基づく気剣体一致の“見事な一本”の追求

①剣道具を装着して「木刀による剣道基本技稽古法」を竹刀剣道に発展させる指導。

習熟段階を考慮して、構成された技に関連する内容も取り入れた指導を展開する。

(例 基本2-連続技:小手一面、小手一胴、小手一面一胴

基本6-すり上げ技:小手すり上げ面、面すり上げ面 など)

②呼吸法、気合、打突部位、打突部、刃筋、強度と冴え、体勢(姿と勢い)、構え、体さばき、手の内、鎧を意識した竹刀の操作、一足一刀の間合、一拍子の打突

◎鍔ぜり合いの指導

(1) 正しい鍔ぜり合いの方法

自分の竹刀を少し右斜めにして手元を下げ、下腹部に力を入れて自分の体の中心を確実に保つようにする。相互の鍔と鍔とでせり合って攻撃の機会をつくる。

二刀の場合には小刀を下に、大刀を上とし、二刀を交差する。(剣道指導要領p67)

(2) 正しい鍔ぜり合い(鍔と鍔が接する構え)からの技を理解させ徹底指導する。

①鍔ぜり合いからの技能を高める。

②分かれる場合は、積極的に技を出すか、相互に間を切る。(講習会資料 p9)

(剣道試合・審判・運営要領の手引き参照)

以上

令和7年度(第60回) 剣道中央講習会 「木刀による剣道基本技稽古法 指導の要点」

1. 木刀の扱い方

- (1) 現在は、木刀を日本刀として考えて扱う意識が低いが、「木刀による剣道基本技稽古法」制定の趣旨に則り、正しい木刀の扱い方を身につける。
- (2) 木刀の持ち替えは、概ね体の中央で行う。
- (3) 帯刀時の柄頭は正中線上に位置する。
- (4) 鍔に左手親指を掛ける意味は、「相手に抜かれない」「自分が抜きやすい」「鞘走りを防ぐ」などである。この意味から、左手親指の指紋部は鍔のやや内側に掛けことになる。

2. 蹲踞

- (1) 蹲踞しながら抜き合わせる。
- (2) 蹲踞は右自然体である。
- (3) 横手あたりの交差になる。

3. 中段の構え

- (1) 足の備えは両足の内側が平行になる。
- (2) 目付けは、相手の目を注視しながら全体を見る。
- (3) 左拳は、臍前約ひと握りのあたりに納め、左手親指の付け根の関節が臍の高さになる。
- (4) 木刀によって正しい握り方を体得する。

4. 間合

- (1) 一足一刀の間合
 - 1) 技を起こす時は「一足一刀の間合」である。
 - 2) 「一足一刀の間合」とは、一歩出れば打てる距離、一歩引けば相手の打突をかわすことができる距離である。
 - 3) 「一足一刀の間合」には個人差があることを理解する。
- (2) 横手あたりの交差
 - 1) 最初の抜き合わせと、技が終了した時点では横手あたりを交差する。
 - 2) 横手あたりの交差は作法として示されたものである。
 - 3) 横手の部位を示して解説してあげると親切である。

5. 打突

- (1) 「気剣体一致の打突」と「残心」を修得する。
- (2) 「振り上げ→振り下ろし→打突」を一拍子で行う。

- (3) 振り上げた際、左手の小指・薬指は緩めない。
- (4) 刃筋正しく打突する。
- (5) 木刀の物打で打つ。木刀の物打は先端から約 10 cm 程度の箇所である。
- (6) 足さばきは「送り足」を原則とし、一方の足に他方の足が伴う。左足を素早く引きつける。
- (7) 動作は腰から起こし、重心は平行移動する。
- (8) 打突部位を明確に発声する。

6. 残心

打突後は油断することなく相手に正対し、間合いを考慮しながら「中段の構え」となって残心を示させる。残心とは、一般に、打突後油断せず相手の反撃にも対応できる身構え、気構えをいう。

7. 基本 9 指導上の留意事項

打ち落とし技「胴（右胴）打ち落とし面」の「掛り手」の動作について

【原本】

「掛り手」は左足からやや左斜め後ろにさばくと同時に、相手の木刀を自分の木刀の刃部の「物打」付近で斜め右下方に打ち落とし、すかさず右足を踏み出して正面を打つ。

【講習会資料】

左足からやや左斜め後ろにさばくと同時に、刃部の「物打」付近で斜め右下方向に打ち落とし、すかさず右足を踏み出して正面を打つ。

※ 指導上の留意事項

「掛り手」は左足からやや左斜め後ろにさばくので、体は斜め右方向を向く。まっすぐ振りかぶり刃筋正しく刃部で真下（下方）に打ち落とす。

令和7年度(第60回) 剣道中央講習会 「日本剣道形」

1. 制定の経緯

明治44年(1911)7月、「中学校令施行規則」が一部改正され撃剣が柔術と共に中学校の正科として採用されることになった。そこで、大日本武徳会、文部省、東京高等師範学校の三者が協議し、明治44年12月、剣道形制定の調査委員会を設置した。主査として根岸信五郎、辻 真平、内藤高治、門奈 正、高野佐三郎の5氏が委任され草案を作成した。更に全国を11区分し、20名の調査委員が招聘され、鋭意調査研究の結果、大正元年(1912)10月16日、「大日本帝国剣道形」が制定された。指導上の統一を図ることを目的に、いずれの流派にも属さない、流派統合の象徴として制定したものである。大正6年(1917)9月、所作に関する細部の解釈の違いから不統一が顕著となったため、「加註」が施された。さらに昭和8年(1933)5月、剣道形の更なる普及発展と細部の所作に対する詳解の必要性から「増補加註」及び写真説明(打太刀・高野佐三郎、仕太刀・小川金之助)がなされ、統一の徹底が図られた。

昭和27年(1952)、全日本剣道連盟が結成され、大日本帝国剣道形を「日本剣道形」と改称し、実施することとなった。昭和56年(1981)12月7日に、文書表現や仮名遣いを現代文に改めた「日本剣道形解説書」を作成した。平成元年(1989)に「講習会資料」の作成がはじまり、平成15年(2003)に「剣道講習会資料」第1版が発行され、現在第6版(平成24年発行、同29年一部修正)に至る。

2. 意義

日本剣道形は、長い歴史を持ち、理合・精神面に深い内容を持つまでに発達した伝統文化である。この伝統文化である、剣道形を正しく伝承し、次代に伝えることは大きな意義がある。

3. 修錬の目的

日本剣道形の修錬を通じて、剣道の原点である「剣の理法」を学び、剣道の正しい普及発展に役立てることが目的である。

4. 重点事項(剣道講習会資料)

- (1) 立会前後の作法、立会の所作、刀の取り扱い。
- (2) 正しい刀(木刀)の操作(刃筋、手の内、鎬の使い方、一拍子の打突など)や体さばき。
- (3) 打太刀、仕太刀の関係を理解し、呼吸を合わせ、原則として仕太刀が打太刀より先に動作を起こさないこと。
- (4) 打太刀は間合に接したとき、機を捉えて打突部位を正しく打突し、仕太刀は勝機を逃すことなく打突部で打突部位を正確に打突すること。
- (5) 形の実施中は、目付け、呼吸法、残心などを心得て、気分を緩めることなく終始充実した気迫で行うこと。

5. 日本剣道形の効果

日本剣道形は、先人が英知を傾け、鋭意調査協議を重ねて制定したものであり剣道の基礎的な礼法や技術、そして剣の理法を示したものである。高野佐三郎『剣道』では「斯道の練習法三様あり、第一・形の練習、第二・仕合、第三・打ち込み稽古、是なり」と形修練の重要性を説いている。剣道形の修練により以下の効果が得られる。

- (1) 礼儀作法や落ち着いた態度が身につく。
- (2) 姿勢が正しく、動作も機敏になる。
- (3) 相手の気持ちや動作を観察する観の目が養われる。
- (4) 技術上の悪癖をなおすことができる。
- (5) 呼吸や正しい太刀筋を会得できる。
- (6) 間合や打突の機会を修得できる。
- (7) 打突が正確になり残心が会得できる。
- (8) 気が練れて、気迫・気合や発声が充実する。
- (9) 心と技の理合が会得できる。
- (10) 気位が高まり、気品や風格が備わる。

6. 指導上の基本的な留意点

- (1) 『日本剣道形解説書』『講習会資料「日本剣道形」』を熟読させ、剣の理法に基づく剣道形を体得させる。
- (2) 立会の所作、刀の取り扱い（特に小太刀の置き方）を適切に行わせ、刀（木刀）の操作（刃筋・鎗の使い方・手の内）、一拍子の打突及び体さばきを正しく行わせる。
- (3) 五つの構え及び小太刀の形においては、半身の構え、入り身の所作を自得させる。
- (4) 打太刀（師の位）、仕太刀（弟子の位）の関係を理解して呼吸を合わせ、合気となり、終始充実した氣勢、気迫で行わせる。原則として仕太刀が打太刀より先に始動しないようにさせる。
- (5) 太刀の形は、「機を見て」（機とは、心と体と術の変わり際に起こるとき兆しのこと）打つのである。この場合、打太刀が仕太刀に勝つ所を教えているもので、打太刀は仕太刀が十分になったところを見て打たせる。
- (6) 小太刀の形は、「入り身になろうとする」を打つ。「入り身」とは、氣勢を充実して相手の手元に飛び込んでいく状態をいう。「なろうとする」ことから形に表さない。打突の機会を理解させる。
- (7) 目付は原則として、相手の目を見る。「遠山の目付」で行わせる。
- (8) 足さばきは「すり足」で行い、音を立てないようにさせる。一方の足を移動させたときは原則として他方の足を伴って移動させる。
- (9) 仕太刀の打突後の残心は、形に示されている、いないにかかわらず、十分な気位で残心を示すよう注意させる。打太刀は仕太刀の十分な残心を見届けてから、動作を起こすようにさせる。
- (10) 打太刀は一足一刀の間合から技を出し、仕太刀は打突したら物打ちが打突部位に確実に届くよう、気迫をこめて打ち下ろさせる。又、振りかぶった剣先が両拳より下がらないようにさせる。
- (11) 技に応じて、緩急強弱を心得て一拍子で行わせる。
- (12) 呼吸は構えるときに吸気し、前進するときは、丹田に気迫を込め、呼気の勢いで打突（発声）させる。
- (13) 形の実施中は、始めの座礼から終わりの座礼まで、特に構えを解いて後退するときも、気分をゆるめず、終始充実した気迫で行わせる。

7. 共通理解

- (1) 中段の構えの延長とは、棟の鰐元と切っ先を直線で結んだ延長をいう。
- (2) 太刀一本目、打太刀正面打ちを抜かれた剣先の高さは下段程度。
- (3) 太刀四本目、双方切り結ぶ位置は、およそ刀身の中央部、剣先は、正面の高さ。
- (4) 太刀五本目、仕太刀の中段の構えは、一拳前に出し刃先は、やや斜め下。
- (5) 太刀六本目、仕太刀がすり上げ小手を打ったとき、右足を踏み出し左足を引き付けるを原則とするが、間合いによって引き付けなくても、踏み出したと解釈する。
- (6) 太刀七本目、仕太刀がすれ違いながら右胴を打つときの方法。
 - ① 右足を右前に開いたとき刀を左肩上に振り上げ、左足を踏み出すと同時に右胴を打つ。
 - ② 右足を開いても(体は移動させない)刀を振り上げず、左足を踏み出すと同時に振り上げ振り下ろし、一拍子で打つ。(修練者の錬度に応じて指導する)
- (7) 小太刀半身の構えの刃先の方向
 - ① 中段半身の構えは、刃先をやや斜め下に向ける。
 - ② 下段半身の構えの刃先は、真下とする。

8. まとめ

- (1) 『日本剣道形解説書』、『剣道講習会資料(日本剣道形)』を熟読・精通する。
- (2) 日本剣道形の修錬を通じて、剣道の原点である剣の理法を学び、剣道の正しい普及発展に役立てることが目的である。
- (3) 我が国の伝統文化として次代に正しく伝承しなければならない。その為に、平素から日本剣道形の修錬に努める必要がある。

以上

